

北広島市プロモーショングッズ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島市（以下「市」という。）が配布する北広島市プロモーショングッズ（以下「市プロモーショングッズ」という。）に有料で広告を掲載する場合又は広告を掲載した市プロモーショングッズを無償で提供を受けるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市プロモーショングッズに掲載できる広告は、次の各号にいずれも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。
- (7) 個人又は法人の名刺広告。
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの。
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。
- (10) 比較広告。
- (11) 懸賞広告及びクーポン付広告。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市有資産の性質等に照らして広告掲載することが適当でないと認められるもの。

2 前項に定めるもののほか、市プロモーショングッズに掲載できる広告に関する基準は、北広島市広告取扱要領（平成18年12月1日市長決裁）別表に定める「北広島市広告掲載基準」によるものとする。

(広告を掲載する市プロモーショングッズ等)

第3条 広告を掲載する市プロモーショングッズ（以下「広告媒体」という。）の種類、規格、数量、掲載位置、有料で広告を掲載するもの、無償で提供を受けるもの（以下「寄附」という。）などの詳細は、募集時に定める。

(使用期間)

第4条 広告媒体の使用期間は、市が使用決定した時から広告媒体の在庫がなくなるまでとする。ただし、次に掲げる場合は、その使用を中止することができるも

のとする。

- (1) 掲載広告が、第2条第1項各号及び第2項の規定に該当するおそれが生じた場合。
- (2) 掲載広告の広告主が、倒産等により存在しなくなった場合。
- (3) その他掲載広告及び広告主の責めに帰す事由により、広告媒体を使用することに支障が生じた場合。

(広告掲載の募集)

第5条 有料で広告を掲載する広告媒体、寄附を受ける広告媒体の募集は、広報きたひろしま又は北広島市ホームページ等で行うものとする。

- 2 市長は、広告媒体に有料で広告を掲載する募集においては、広告主の決定に関する事項を明示しなければならない。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載の申込みは、北広島市プロモーショングッズ有料広告掲載申込書(別記第1号様式)により行うものとする。

- 2 広告媒体を寄附するものは、寄附申込書(別記第2号様式)により行うものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は第6条の規定により申し込みがあったときは、広告掲載の可否または寄附採納の可否を決定し、北広島市プロモーショングッズ有料広告掲載決定通知(別記第3号様式)または寄附採納決定通知(別記第4号様式)により申込者に通知するものとする。

- 2 広告の申込みが募集件数を超えた場合は、次の順序により決定する。
 - (1) 広告媒体をより多く寄附するもの
 - (2) 広告媒体を寄附するもの
 - (3) 広告掲載料を支払うもの
- 3 前項の規定によっても同順位のものがある場合は、次の順序により決定する。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの。
 - (4) その他の私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても同順位のものがある場合は、抽選により決定する。

(広告原稿等の提出)

第9条 広告掲載を申し込む者及び広告媒体を寄附しようとするものは、申込み時において広告原稿若しくは広告媒体案を市に提出するものとする。ただし、申込み時に提出できない相当の理由があるときは、その旨及び提出できる時期を市に報告し、市の了解を得なければならないものとする。

2 広告主は、前項の広告原稿若しくは広告媒体案について、市から修正依頼があったときは、これに応じなければならない。

(広告掲載料の支払い)

第10条 広告主は、北広島市プロモーショングッズ有料広告掲載決定通知書に記載された広告掲載料を、市の指定する期日までに、市の指定する方法で支払うものとする。

(承諾書の提出)

第11条 広告主は、北広島市プロモーショングッズ有料広告掲載決定通知書若しくは寄附採納決定通知書を受けたときは、市の指定する期日までに速やかに承諾書(別記第6号様式若しくは別記第7号様式)を提出するものとする。

(広告掲載決定の取消)

第12条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、第8条第1項の決定に関わらず当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、広告掲載料を期日までに納付しないとき。
- (2) 広告主が、偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (3) 広告主が、広告原稿若しくは広告媒体案を指定期日までに提出しなかったとき。
- (4) 広告主が、第9条第2項の市の修正依頼に応じない場合。
- (5) 広告主が、前条の承諾書を提出しない場合。

(広告掲載料の返還等)

第13条 市長は、当該広告の掲載を取り消した場合及びその使用を中止した場合は、納入された広告掲載料は還付しない。ただし、市の事情により広告媒体の使用を中止した場合は、広告媒体の残存数に対応する広告掲載料を還付することができる。

2 市の事情により、寄附を受けた広告媒体の使用を中止した場合は、寄附者にその理由を附した書面により通知するものとする。

(広告媒体の審査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、寄附を受ける広告媒体を事前に審査できるものとし、審査項目など必要な事項は募集時に定めるものとする。

2 有料で広告を掲載する広告媒体は、必要があると認めるときは、納品前に広告主に提示し、広告主の確認を受けるものとする。

(損害賠償)

第15条 市長は、有料で広告を掲載する場合において、第4条第1項各号の規定により使用できなくなった広告媒体があるときは、その再作成に必要な経費を広告主に請求できるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に代えて、代替品を広告主に求めることができる。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載等に関する訴訟の提起は、市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項について、市と広告主が協議の上定めるものとする。

附則

1 この要領は、令和6年3月27日から施行する。